



埼玉県報

号外第25号
令和元年(2019年)
10月28日
月曜日

目次

告示

- 埼玉県議会臨時会の招集（財政課）
- 家畜伝染病予防法第6条第1項の規定による告示（畜産安全課）

告 示

埼玉県告示第五百八十六号

次の事件について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百一条第一項の規定により、令和元年十月三十一日に埼玉県議会臨時会を招集する。

令和元年十月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

付議する事件

- 一 令和元年度埼玉県一般会計補正予算（第四号）
- 二 埼玉県手数料条例の一部を改正する条例

告 示

埼玉県告示第五百八十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条第一項の規定により、豚及びいのししの所有者に対し、次のとおり実施する監視伝染病の注射を受けることを命ずる。

令和元年十月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 一 実施の目的
豚コレラの発生の予防
- 二 実施する区域
県内全域
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
県内で飼育している豚及びいのししでその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの
- 四 実施の期日
令和元年十一月一日から令和二年三月三十一日までの間において当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所の長の定める日
- 五 注射の方法
皮下又は筋肉内注射
- 六 その他
実施の細部については、当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所の長の指示による。